

議 長 日程第10「議案第18号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,293万2,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、細部説明を行います。恐れ入ります、356ページ、357ページを御覧ください。歳入でございます。事項別明細により説明をいたします。

款1、事業収入、項・目とも給水収入です。本年度1,752万円で、家庭用685件分と事業所27件分の水道使用料、水道使用料1,742万円と滞納繰越分10万円を計上してございます。対前年比22万9,000円の減額、1.3%の微減でございます。

款2、分担金及び負担金、項・目ともに負担金です。本年度は114万5,000円でございます。13ミリの加入が2件、13ミリから20ミリの変更が1件。なお、一般会計から消火器75基分の維持管理負担金を計上してございます。

款3、使用料及び手数料、項・目とも手数料です。本年度1万5,000円で、給水手数料、工事審査手数料、検査手数料として3件分、給水装置の中止・開始の手数料19件分を計上してございます。

款4、繰入金、項・目とも一般会計繰入金でございます。本年度1,513万

4,000円の計上です。令和7年度からの公債費23件の元利償還金、管理的経費の一部に繰入金として計上してございます。

款5、繰越金、項・目とも繰越金です。前年度繰越金としまして411万7,000円を計上してございます。

款、諸収入、項・目とも雑入は1,000円で計上してございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1、事業費、項・目とも管理費です。本年度2,164万4,000円で、前年比346万6,000円の増額でございます。主なものといたしましては、後ほど説明いたします工事費の増でございます。

目1、管理費では、施設に関する経費を計上してございます。説明欄を御覧ください。まず、管理的経費でございます。10、需用費といたしまして、光熱水費で水源の取水・送水ポンプなどの電気料を、漏水補修の対応として修繕費を、また、減菌用の薬剤医療費などを計上しており、計832万3,000円を計上してございます。

節12、委託料324万2,000円でございます。ここでは水道検査検針業務委託料、量水器取替え委託、配水地清掃委託などの施設管理の委託料、毎月実施しております水質検査委託料などを計上してございます。

節17、備品購入費では、事業用備品購入として、量水器12基分を計上してございます。

節27、繰出金でございます。水道の徴収などの事務手数料として下水道事業会計へ129万2,000円の繰出金を計上してございます。

次のページをおめくりください。報酬でございます。3名分の賃金を報酬として予算計上してございます。

続きまして、3の投資的事業、節14、工事請負費でございます。耐用年数を過ぎた送水ポンプを更新するためのものでございまして、宮地田代水源送水ポンプ更新工事500万円を予定してございます。

款2、公債費、項1、公債費、目1、元金でございます。本年度1,630万7,000円で、令和7年度から31年度に起債した22件分の長期債元金の償還でござ

ざいます。

目2、利子でございます。本年度343万6,000円で、平成7年からの23件分の長期債利子の償還金と一時借入金の利子でございます。

次に、款・項・目とも予備費でございますが、154万5,000円でございます。

以上ですが、347ページ以降に地方債の現在高の見込みに関する調書、令和3年度公債費元利償還金23件分の内訳が記載されてますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いいたします。寄簡易水道事業特別会計につきましてはですね、今後の企業会計化がですね、もう法律の中で決まっております。この予算の中、今、説明はなかったんですけども、そういった事前のですね、準備、及び、やはりそういう企業…簡易水道事業会計から上水道事業会計、または企業会計へ移行するということであれば、それに伴うですね、やはり住民への説明会、そういったものが今年度の予算に組み込まれているかどうか。また、なければですね、今後のそういった住民対応とかですね、会計とかシステムとか、または本体の松田町上水道事業会計にもですね、影響を及ぼすと思われますので、そういった事業スケジュールはどのように考えてられるのか、お伺いをいたします。

環境上下水道課長 お答えいたします。企業会計化はですね、令和6年4月1日には企業会計化を求められているところでございます。あと3年間ございますが、まず今年の1年はまず全体スケジュールの作成と併せてですね、実は昨年来から行っております一番重要な作業でございます、いわゆる固定資産、現在のですね、寄簡易水道の固定資産の洗い出しというのをですね、従前より職員のほうで単独でやっておりましたので、その辺の作業はですね、引き続きやっていきたいというふうに思っているところでございます。

当然使用料にも影響してくる部分でもございますので、企業会計化のスケジュールの、あるいは仕組み等がですね、ある程度骨格が固まってきた段階でで

すね、予算がつく、つかないは別にしてですね、当然予算説明…住民に対する説明はですね、行っていきたいというふうに担当課としては考えております。以上です。

6 番 井 上 令和6年4月からというですね、令和3年度から5年度の3か年という形になろうかと思います。当然、今、住民への説明もということは理解しましたが、いつからかというのがですね、いつからそういう住民への説明なりですね、また、それに伴って、それに先立ってですね、やはり議会等へどういうふうに変わるのかという説明というのがですね、やはり住民負担がこれから変動する、安くなるということではなくですね、より高額な負担を住民に強いることになるというふうな制度の変化だと思います。分かる範囲でですね、いつから、令和3年度からなのか、4年度なのか、もう5年度に入ってからなのか、その辺が分かりましたらお願いをいたします。

環境上下水道課長 まだ具体的にいつに説明をするということまで、申し訳ございません、まだ担当課としてはスケジュールも調整、まだそこまで行っておりませんので、まだお約束はできません。ただ、当然町民のみならずですね、議会の皆様方、あるいはその企業会計化のあり方については、当然我々だけではなくてですね、水道事業の審議会さん…審議会も通してですね、お話をしていく必要もあろうかと思いますので、そういった各関係団体との調整も踏まえた中でですね、できるだけ速やかに開催したいというふうに考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第18号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取っていただき、1時半から再開します。

(11時45分)